

益田市版

事業対象者 運用マニュアル

益 田 市
令和3年7月作成

1. 事業対象者とは	
①事業対象者とは	1
②事業対象者の有効期間	2
2. 事業対象者としてサービス利用中に、介護申請を行なった場合は？	
①認定結果が「要介護1以上」の場合	3
②認定結果が「要支援1または2」の場合	4
③認定結果が「非該当」の場合	5
3. 基本チェックリストの実施と介護申請を同時に行う場合は？	6
4. 住所地特例における事業対象者の取り扱いについて	
①益田市の被保険者が、他市で総合事業のサービスを利用する場合	7
②他市保険者が、益田市で総合事業のサービスを利用する場合	8
5. 事業対象者が利用できるサービスについて	9
6. 要介護認定の申請期間中のサービス利用と費用の関係	10

<参考資料>

厚労省) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 他

1. 事業対象者とは？

厚労省) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインP12、13

①事業対象者とは？

- * 介護予防・生活支援サービス事業の対象者のことです。
- * 要支援・要介護の認定がない方でも、基本チェックリストを実施し、チェック項目に該当した場合、事業対象者として決定されます。
- * 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の高齢者を想定しています。
- * 基本チェックリストの実施日が、事業対象者の決定日となり、介護予防ケアマネジメントを通じて、必要なサービスが利用できるようになります。



基本チェックリストに該当しない場合は？

- * 事業対象者にはなりません。一般介護予防事業や民間サービス等を紹介します。

1. 事業対象者とは？

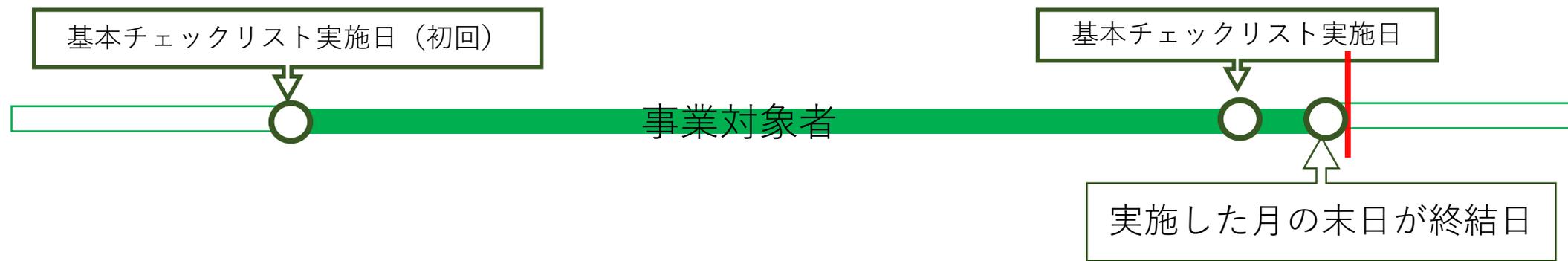
②事業対象者の有効期間は？

* 事業対象者の有効期間は、益田市では1年とします。(チェックリストの実施日から1年後の月末まで)

* 利用者の状態に応じて適宜基本チェックリストを実施し、状態の確認をしましょう。

状態に変化がなく該当する場合は、引き続き事業対象者として取り扱われます。市への提出書類等はありません。該当から外れた場合は、基本チェックリストを実施した月の末日まで、事業対象者として取り扱い、その後は一般介護予防事業等を紹介します。その場合、市高齢者福祉課に、終結となる旨連絡をし、基本チェックリストを提出します。

* 更新時には必ず基本チェックリストを実施しましょう。更新時の基本チェックリストは、市へ提出してください。



終結日 (終結日を含む) まで、総合事業のサービスを利用することができます。

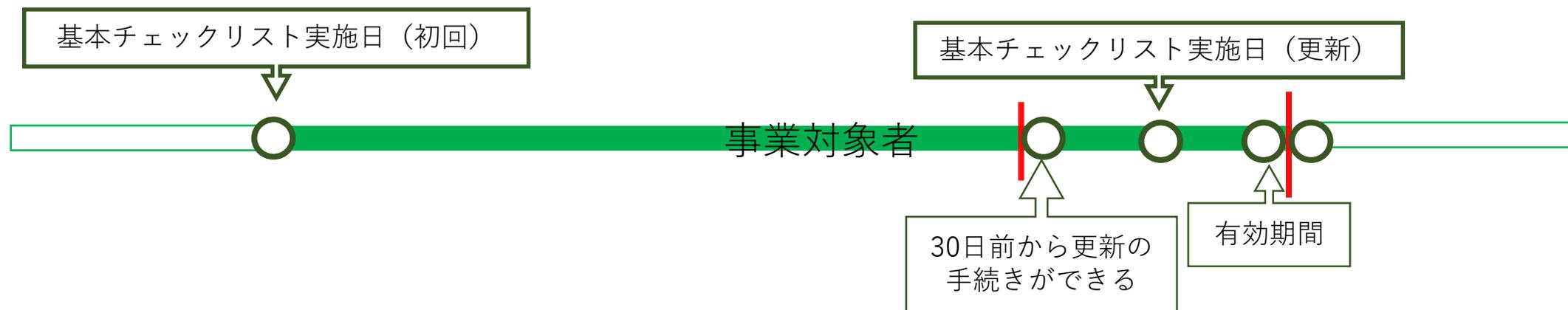
1. 事業対象者とは？

②事業対象者の更新の手続きはどのようにするのか？

*有効期間が切れる30日前から更新の手続きができます。30日前までに更新者リストを送ります。

更新の際には、必ず基本チェックリストを実施し、該当すれば、引き続き事業対象者として、総合事業のサービスが利用できます。更新後は、新たに保険証を発行します。事業対象者の場合、保険証に認定日の欄には、基本チェックリスト実施日が印字されます。有効期間は高齢者福祉課が手書きで記載します。

*該当しなかった場合、有効期間内は総合事業のサービスが利用できます。その後は、一般介護予防事業や民間サービスへの移行を検討しましょう。



※一般介護予防事業へ移行した場合、その後のフォローとして、移行後3か月を目安に、本人の様子を確認しましょう。

2. 事業対象者としてサービス利用中に、介護認定申請を行った場合は？

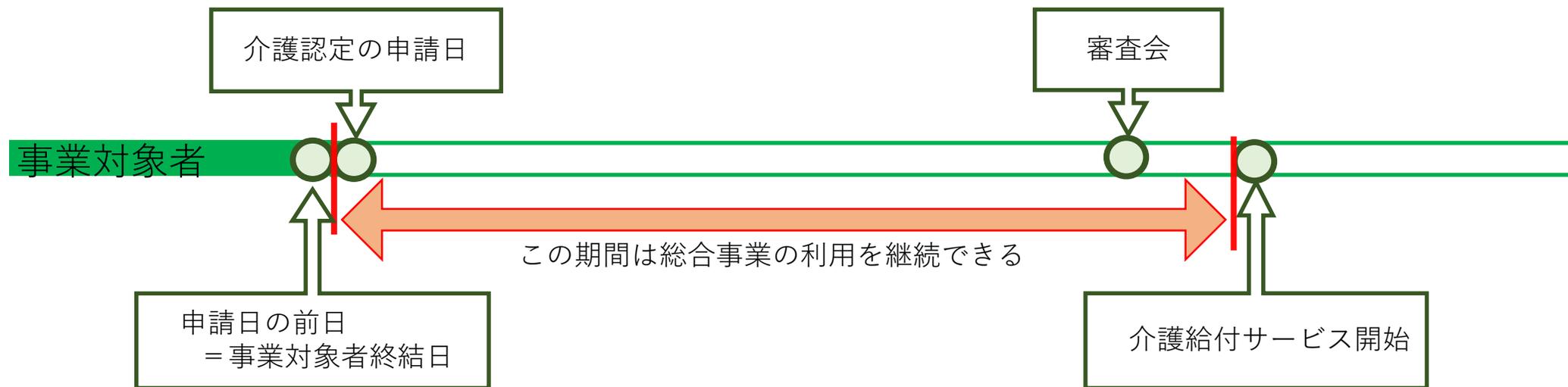
① 認定結果が「要介護1以上」の場合

厚労省) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインP72

* 申請日の前日までが、事業対象者となり、申請日の前日が事業対象者の終結日となります。

申請日以降も総合事業のサービスを利用していた場合、介護給付の利用を開始するまでの間は、総合事業の利用を継続することができます。(ただし暫定プランで介護給付サービスを利用する場合、並行して総合事業を利用することはできません。)

いつまで事業対象者としてサービスを利用するか、高齢者福祉課へご連絡ください。



* 事業対象者終結の連絡は必要ありません。

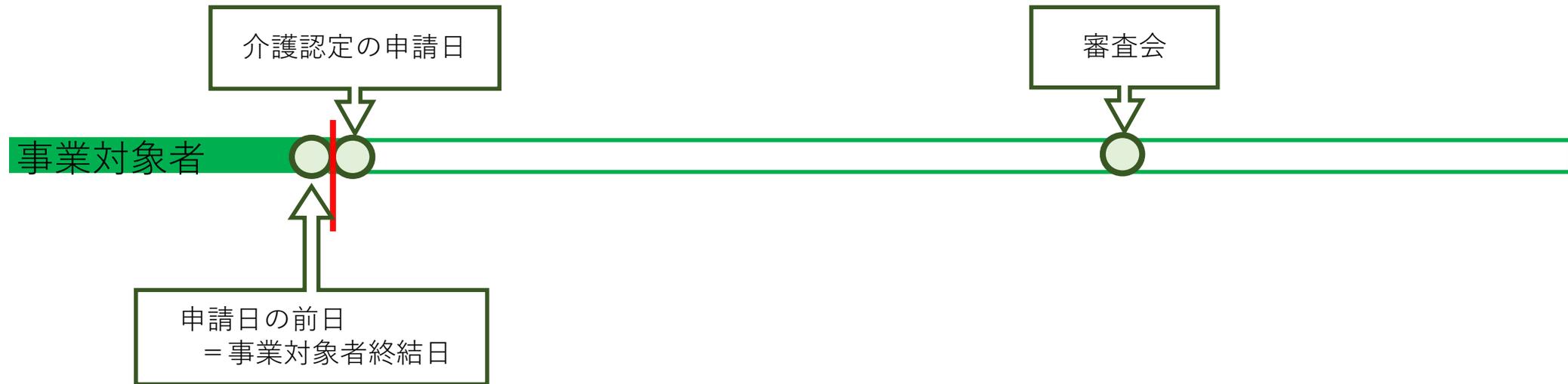
ただし、申請日以降も事業対象者として総合事業のサービスを利用する場合は、いつまで事業対象者としてサービスを利用するか連絡してください。

* 負担割合証は継続して使用します。

2. 事業対象者としてサービス利用中に、介護認定申請を行った場合は？

② 認定結果が「要支援1または2」の場合

* 申請日の前日までが、事業対象者となり、申請日の前日が事業対象者の終結日となります。



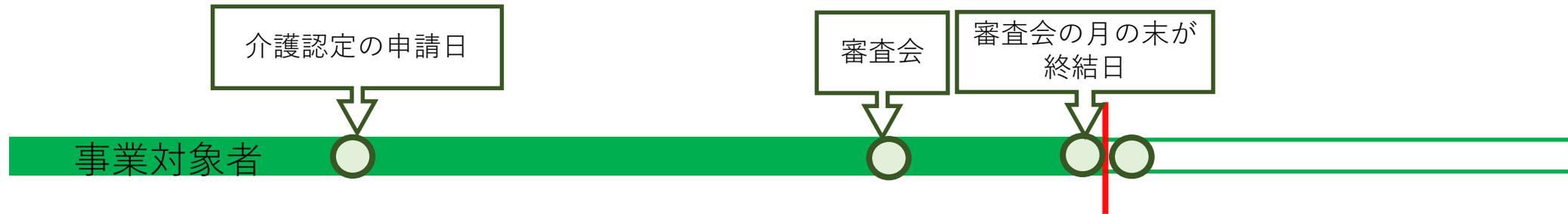
* 事業対象者終結の連絡は必要ありません。

* 負担割合証は継続して使用します。

2. 事業対象者としてサービス利用中に、介護認定申請を行った場合は？

③ 認定結果が「非該当」の場合

* 審査会の日月の月末までが、事業対象者となります。引き続き、サービスが必要である場合、審査会の日以降（審査会の日も含む）基本チェックリストを実施し、該当すれば新たな事業対象者として決定します。



*引き続き、総合事業のサービス利用が必要である場合、審査会の日以降（審査会の日も含む）基本チェックリストを実施。

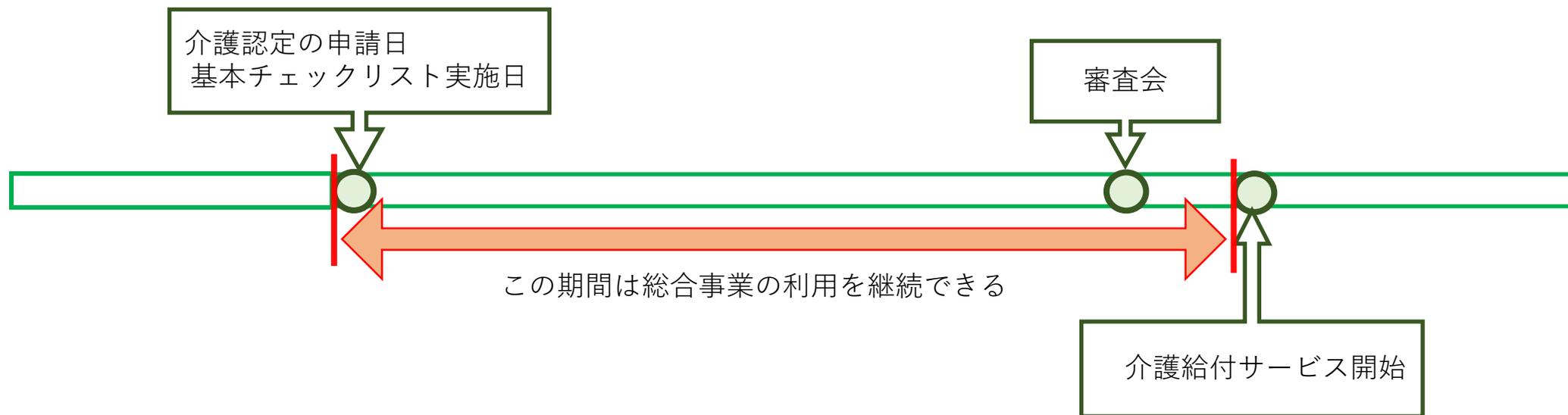
該当すれば、新規の事業対象者の扱いとなります。
変更がない場合は、介護予防ケアマネジメント依頼届の提出は必要ありません。

*本人のところに届いた非該当通知を確認し、基本チェックリストを提出して下さい。

3. 新規で基本チェックリストの実施と、介護認定申請を同時に行う場合は？

厚労省) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインP72

- * 基本チェックリストの結果が事業対象者に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て、総合事業のサービスを利用することができます。



どのようなケースが想定される？

- * 退院後等、介護給付サービス（住宅改修、福祉用具等）が必要な状態である方で、かつ退院直後から総合事業の訪問型・通所型サービスを利用することが自立支援になるようなケース

4. 住所地特例における事業対象者の取り扱いについて

①益田市の被保険者(Aさん・事業対象者)が、他市(B市)で総合事業のサービスを利用する場合

1) Aさん

益田市に総合事業の利用について相談します。

2) 益田市

B市またはB市の地域包括支援センターに総合事業の利用について相談します。

3) B市の地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント依頼届出書を、益田市に提出します。

※事業対象者でない場合は、Aさんへの基本チェックリストの実施、益田市への提出が必要となります。

4) 益田市

被保険者証、負担割合証をAさんに送付します。

5) Aさん

B市の地域包括支援センターと、介護予防ケアマネジメント契約を結び、介護予防ケアマネジメントによる総合事業の利用が可能となります。

4. 住所地特例における事業対象者の取り扱いについて

②他市(D市)の被保険者(Cさん・事業対象者)が、益田市で総合事業のサービスを利用する場合

1) Cさん

D市に総合事業の利用について相談します。

2) D市

益田市または益田市の地域包括支援センターに総合事業の利用について相談します。

3) 益田市の地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント依頼届出書をD市に提出します。

※事業対象者でない場合は、Cさんへの基本チェックリストの実施、D市への提出が必要となります。

4) D市

被保険者証、負担割合証をCさんに送付します。

5) Cさん

益田市の地域包括支援センターと、介護予防ケアマネジメント契約を結び、介護予防ケアマネジメントによる総合事業の利用が可能となります。

5. 事業対象者が利用できるサービスについて

		要介護者	要支援者	事業対象者	一般高齢者
介護サービス（介護給付）		○			
介護予防サービス（介護予防給付）			○		
総合事業	通所介護（現行相当）		○	○	
	通所型サービスA（基準緩和）		○	○	
	通所型サービスB（住民主体の通いの場）		○	○	(○) ※1
	通所型サービスC（専門職・短期集中）		○	○	
	訪問介護（現行相当）		○	○	
	訪問型サービスA（基準緩和）		○	○	
	訪問型サービスB（住民主体）		○	○	
	訪問型サービスC（専門職・短期集中）		○	○	
	訪問型サービスD（移動支援）		○	○	
一般介護予防事業		○	○	○	○

※1 一般介護予防事業で行う場合、利用可能。

6. 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

利用サービス 認定結果	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・ 事業対象者	全額自己負担	<ul style="list-style-type: none"> 給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた総合事業分は、事業費より支給 	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントを含め、給付分は予防給付より支給 総合事業分は事業費より支給 	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントも含めた給付分は、介護給付より支給 総合事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業費により支給 	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給